

**答 申 書**  
**( 答 申 第 7 4 号 )**  
**平成 1 6 年 9 月 3 0 日**

---

1 審査会の結論

池北線特定地方交通対策協議会（第1回～第4回）の会議資料及び議事録（又は議事録に代わる文書）を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、池北線特定地方交通対策協議会（第1回～第4回）の会議資料及び議事録（又は議事録に代わる文書）（以下「本件公文書」という。）である。

この協議会は、旧国鉄池北線の廃止後に必要となる輸送の確保に関して必要な協議を行うため、設置されたものであるが、4回の会議が行われており、昭和63年11月14日に開催された第4回をもって終結している。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して本件公文書は、平成5年3月31日に保存期間が満了し、平成5年4月1日に廃棄されており、現に管理していない旨の不存在通知（以下「本件処分」という。）をし、その後、理由説明書において、保存期間の満了時期を平成6年3月31日、廃棄時期を平成12年4月とする訂正をそれぞれ行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件公文書は、実施機関の理由説明書から判断すると、本件公文書の対象となる会議が、昭和63年11月に終結していることから、昭和63年度に処理が完結した文書であったと考えられる。

イ 実施機関における公文書の管理については、現在、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号。以下「規則」という。）及び規則を受けた北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号。以下「規程」という。）に基づき行われているが、本件公文書が完結した当時は、実施機関に現存する文書から次のように行われていたと推定される。

すなわち、文書管理全般については、平成10年3月31日までは、北海道文書管理規程（昭和41年北海道訓令第4号）に基づいて行われていた。また、文書の編集保存については、平成10年3月31日までは、北海道文書編集保存規程（昭和60年北海道訓令第1号。以下「旧保存規程」という。）に基づき行われていた。そして、旧保存規程では、実施機関が管理する文書を種類に応じて、その保存期間を定めていた。

ウ 旧保存規程第3条に定める保存期間5年の「その他5年保存の必要があると認められる文書」として、同規程第5条を受けた文書分類表(昭和61年4月1日)には、「第1分類 - E 開発調整、第2分類 - 3 交通対策、第3分類 - 3 鉄道交通、第4分類 - 1 国鉄地方交通線、台帳・簿冊の名称 - 特定地方交通線対策協議会、保存期間 - 5年」とあり、本件公文書は、これに該当するものであったと考えられる。

そして、本件公文書が昭和63年度には完結した公文書であったことからすれば、平成6年3月31日に保存期間が満了していたと考えられるのものであり、保存期間の満了した公文書については保存文書廃棄書を作成し、決定を経て廃棄しなければならないとされていた旧保存規程第29条第1項の規定により、本件公文書は、平成6年度には廃棄しなければならないものであったことが認められる。

しかしながら、実施機関は、本件公文書を、保存期間満了後においても、完結した他の特定地方交通線対策協議会に関する文書とともに、特別な理由もなく書庫内に保存していたが、平成12年4月に大規模な文書整理を行った際に、他の同種の文書とともに廃棄したと説明する。

本件公文書は、規程第32条を受けた文書分類表に基づいて、「第1分類 - D 企画振興、第2分類 - 9 交通企画、第3分類 - 4 鉄道交通、第4分類 - 1 地方交通線対策、保存期間 - 5年」に分類された上で、規程第41条に基づき旧別記第15号様式の保存文書台帳に「特定地方交通線対策協議会(池北線)」の名称で他の公文書とともに登記され、保存されていたが、実施機関から提出されたその台帳を見分したところ、廃棄年月が平成12年4月と記載されており、同時期に廃棄処分されたものと認められる。

エ 以上のことからすれば、本件公文書は、実施機関が定める文書の管理に関する諸規程に基づき既に廃棄されていると認められ、他に実施機関に本件公文書が存在することをうかがわせるに足りる資料等はない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### (4) 本件処分に対する意見について

実施機関は、本件処分において、その理由とする保存期間の満了時期や廃棄時期を、上記(2)のとおり誤って示していた。

異議申立て後、実施機関の理由説明書において、時期の訂正を行ったところであるが、今後、不存在通知における公文書の確認にあたっては、かかることのないよう努めることが望ましいと考える。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 3 月 2 日	諮問書の受理（諮問番号284） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出
平成16年 3 月 8 日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成16年 4 月19日 （ 第二部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人から意見書の提出 審議
平成16年 6 月14日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年 7 月12日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年 9 月 2 日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年 9 月22日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年 9 月28日 （ 第61回審査会 ）	答申案審議
平成16年 9 月30日	答申

## 別 紙

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成15年12月5日 本件開示請求
- (2) 平成15年12月19日 本件開示請求に対する公文書不存在通知
- (3) 平成16年2月17日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求める、というものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 第5回ふるさと銀河線関係者協議会（平成16年2月11日開催）の席上、道交通企画室長から、「旧池北線の廃止について、過去の資料をひもといてみたところ、昭和63年当時特定地方交通対策協議会で議論が行われ、JR北海道から廃止届を行う旨の通知が行われた経緯があることがわかった。」との説明があった。この説明中「過去の資料」とは池北線特定地方交通対策協議会の会議資料のことであり、少なくとも当該資料は、公文書として現に管理していることが明らかである。

イ 本件処分の理由として、保存期間が5年と定められているとされているが、規則第9条別表第3項「5年保存」の1～8号のいずれに該当するかが明記されておらず、本件処分の理由にあたらぬ。

ウ したがって、開示を請求した公文書について、不存在の理由がない以上、条例17条の規定による本件処分は違法である。

#### 3 実施機関の説明要旨

##### (1) 不存在の理由

開示請求のあった公文書は、規則第9条に基づき、保存期間が5年となり、平成6年3月31日をもって保存期間が満了し、平成12年4月に廃棄したため、現に管理していない。

##### (2) 異議申立理由に対する反論

ア 異議申立人は、「平成16年2月11日に開催された第5回ふるさと銀河線関係者協議会の席上、道交通企画室長から、「旧池北線の廃止について、過去の資料をひもといてみたところ、昭和63年当時、特定地方交通線対策協議会で議論が行われ、JR北海道から廃止届を行う旨の通知が行われた経緯があることが分かった。」との発言があった」ことを踏まえ、「この説明中「過去の資料」とは、池北線特定交通線対策協議会の会議資料のことである」と推測し、「少なくとも当該資料は、公文書として現に管理していることが明らかである」旨主張する。

しかしながら、第5回ふるさと銀河線関係者協議会での道交通企画室長の発言にある「過去の資料」とは、道が現に管理している日本国有鉄道経営再建促進特別措置法

(以下「法」という。)に基づき廃止された特定地方交通線に関する様々な資料のことであり、具体的には、特定地方交通線のうち天北、名寄、標津、池北のいわゆる「長大4線に関する対応等の経過」をまとめた資料及びJR北海道から北海道知事宛てに出された通知の写しを指すものであり、異議申立人の主張は事実と異なる。

イ また、異議申立人は、「本件処分の理由として、保存期間が5年と定められているとしているが、規則第9条別表第3項「5年保存」の1～8号のいずれに該当するかが明記されておらず、本件処分の理由に当たらないため、不存在の理由がない」旨主張する。

本件公文書は、法第8条に基づき特定地方交通線に選定された旧国鉄池北線の廃止後に必要となる輸送の確保に関して必要な協議を行うため、法第9条第1項に基づき設置された池北線特定地方交通線対策協議会(以下「対策協議会」という。)に関する文書であるが、この対策協議会が昭和61年7月15日の第1回以来、2年余りの期間にわたって開催され、昭和63年11月14日の第4回をもって終結していることから、本件公文書は、昭和63年度に完結しているものである。

また、本件公文書の保存期間については、規則別表「3 5年保存」の「8 その他5年保存の必要があると認められる文書」に該当するものであり、保存文書台帳にも平成6年3月31日に保存期間を満了し、平成12年4月に廃棄している旨記録がある。

加えて、本件公文書の開示請求に際しては、改めてその所在を確認するため、考え得る保管場所として課内及び書庫を探したが、本件公文書を見つけることはできず、保存文書台帳記載のとおり、現に管理していない旨確認を行っている。

以上のことから、本件公文書については、5年の保存期間を満了し、既に廃棄され、現に管理していないことから、本件処分のとおり、不存在である旨決定したものである。

なお、本件処分に当たっては、開示請求の趣旨に応えられるよう、対策協議会に関する文書が、対策協議会の議長を務めた北海道運輸局に所在する旨、請求者に対して情報提供を行っているところである。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。